平成２１年（フ）第４５６号
千葉県佐倉市西志津３丁目１番１―404号
破産者　株式会社エーネット
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第４５７号
千葉県八千代市下市場１丁目13番17号　ジェニファー勝田台204号
破産者　東　龍太郎
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第１１４９号
東京都八王子市椚田町1210番地秀和レジデンス824号
破産者　松本　嗣明
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１１５０号
東京都八王子市椚田町1210番地秀和レジデンス824号
破産者　松本　愛子
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３２号
神奈川県横須賀市ハイランド４丁目27番15号
破産者　有限会社三恵電設
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１６２号
相模原市中央区田名3328番地の６
破産者　有限会社マルチュー技研
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１号
山梨県大月市駒橋１丁目９番28号
破産者　桂建設株式会社
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第７５号
山梨県南都留郡富士河口湖町河口1584番地の３
破産者　徳人精機有限会社
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第７６号
山梨県南都留郡富士河口湖町小立5963番地
河口湖小立団地３号館402号、申立時の住所
山梨県南都留郡富士河口湖町河口1584番地３
破産者　林　　孝二
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
山梨県南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺1093番地
破産者　飯寄　龍美
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
沖縄県那覇市久茂地２丁目22番12号　久茂地ＵＦビル８階
破産者　株式会社トランスデータ
1　決定年月日　平成22年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３９８９号
札幌市東区北36条東12丁目１番25号
破産者　有限会社ケイワイ
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４６４号
北海道稚内市声問４丁目19番５号
破産者　稚内トラック株式会社
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３号
山形県尾花沢市大字尾花沢字南原1647番の１
破産者　株式会社横山造園
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４号
山形県天童市老野森３丁目８番15号メゾンタニカワビル
破産者　有限会社ビックパパ
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５号
山形市あかねケ丘３丁目１番３号
破産者　有限会社光洋堂
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６号
山形市あかねケ丘３丁目１番３号
破産者　有限会社日本エアーサービス
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２１号
川崎市川崎区田辺新田２番３号
破産者　ケイ・エス物流株式会社
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
川崎市川崎区鋼管通３丁目２番20号
破産者　有限会社高梨興業
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
神奈川県三浦市東岡町７番36号
破産者　有限会社潮商事
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第２７号
愛知県愛西市西保町西川原37番地の１
破産者　株式会社いとや材木店
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２０年（フ）第５９７号
静岡県浜松市中区佐鳴台２丁目32番30号
破産者　有限会社古壽茂
1　決定年月日　平成22年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係